NO.	業者種類	農産物検査法によらない品種・産年表示の証 明方法について	未検査米を含めた品種・産年表示の義務化に ついて	複数原料米の都道府県等産地表示の義務化 について
1	米穀卸売業者		〇どこの誰が生産したのかわからないような未 検査米は、担保が取れないので大変困る。	〇原料玄米の産地の切替えがあるため、包材 が煩雑化する。
2	米穀卸売業者		〇未検査米を取扱っていないので、特に考えていない。 〇伝票等に記載されている産地・産年・品種などの情報のみを信じるのは不安がある。やはり紙袋やフレコンを一目見てわかる情報が必要。	雑化。
3	米穀卸売業者		い。これからも使用しないと思う。関心がない。	○頻繁に原料が変わるものがあるためコスト的に問題がある。 ○当社は全て表示している。
4	米穀卸売業者	〇農産物検査法を義務にして欲しい。	〇品種及び産年はお客様との関係でとても大事な要素。 事な要素。	〇問い合わせで対応している。
5	米穀卸売業者	をするには農産物検査法のように第三者から の認証が必要。	意に表示すればいいのではないか。	なので表示することは難しい。 ○複数原料米は、産地・品種を表示しないほう がいい。
6	米穀卸売業者	〇農産物検査法に基づく表示が基本となるが、 第三者の証明が可能であればそれでも構わない。(担保があれば農産物検査法にこだわらない)		○産地の切替えによる、包材の切替えが煩雑でミスがでやすい。売り場についてもPOP等の切替えが煩雑になる。 ○通年で使える原料玄米があれば記載可能。

第16回食品表示部会(平成24年2月20日開催) 参考資料3-4より

NO.	業者種類	農産物検査法によらない品種・産年表示の証 明方法について	未検査米を含めた品種・産年表示の義務化に ついて	複数原料米の都道府県等産地表示の義務化 について
7	米穀小売業者	載されている産地・産年・品種などの情報だけでは不安。 〇農産物検査の検査証明のように紙袋やフレコンを一目見てわかる情報が絶対に必要。	〇未検査米は、使わない。農産物検査で証明を受けたものしか使わない。 〇まじめに米を栽培している生産者は、高く売るために調整し農産物検査を受検されている。 出所がはっきりしている米は、購入する方も安心である。	○通年で、同一の原料玄米を使えない。取引 先の要望もある。
8	米穀小売業者			○農協がしっかりしていれば、出所が確かでト レサできる。 ○ブレンド米は、競争の中で米屋が独自でバラ ンスを考えてブレンドしたものであり、そのノウ ハウを公開することになる。
9	米穀加工業者	〇農産物検査法に基づく表示が基本となるが、 第三者の証明が可能であれば構わない。(担保 があれば農産物検査法にこだわらない)		〇複数原料米の産地は2~3ヶ月で原料が変わるので、都道府県名を表示することは不可能である。できるとすれば、HP掲載なら可能だが、そのために人員が必要であるし、店頭での売れ具合によりどの段階でHPを更新するのかが難しい。
10	米穀加工業者	○農産物検査法に基づく表示が基本となるが、 第三者の証明が可能であれば構わない。(担保 があれば農産物検査法にこだわらない) ○農産物検査法に関しては、中身と外の等級 は一致していると考えている。		○原料玄米の産地切替えがあるため改正しなくてもよい。 義務化することについては、無駄に 最終とう精業者に負担がかかるので反対である。
11	米穀加工業者		〇農協から未検査米を購入する場合には、産 地に関する証明書を添付させ、産地を確認。 米菓・味噌原料用でも都道府県等産地の情 報提供を求められる場合が増えている。	

NO.	団体名	農産物検査法によらない品種・産年表示の証 明方法について	未検査米を含めた品種・産年表示の義務化に ついて	複数原料米の都道府県等産地表示の義務化 について
12	全国米穀販売事業共済協同組合	者の申告のみに委ねることは、次のような米穀とその流通の特性から、不正な表示を拡大さ	必ずしも消費者の利益につながるとはいえない なお、産地、品種及び産年を表示しない商品に のことによって消費者の商品選択の幅を著しく独	ンドカ、商品そのものの価格・品質を訴求する 料構成を変更する公算が大きい場合 -企業の商品政策の自由度を狭めることとなり、 ので、反対である。 よ、販売される米穀商品の極一部にすぎず、こ
13	日本米穀小売商 業組合連合会	表示制度を実際に実施するのは米穀販売業者	いう観点から従来どおり農産物検査に基づく検査です。表示制度を改正するたびに米袋の変更なる見直し末長く使える表示制度にしていただきたいただきたい。	ビ利益がなかなか出ない中でコストを負担して
14	全国米穀工業協同組合	行することにならないように、連絡を取りながらについて、実施の現状を正確に把握するとともは産物検査法、米トレーサビリティ法、JAS品質表設や見直しを行うと米の流通段階では非常に活		規定することは、実行上困難であり、反対します。それよりも、今後、国内産米の生産・流通 の合理化を進め、国際価格に負けない価格を 指向しなければならない状況が有ります。生産

NO	団体名	農産物検査法によらない品種・産年表示の証 明方法について	未検査米を含めた品種・産年表示の義務化に ついて	複数原料米の都道府県等産地表示の義務化 について
15	全国農業協同組合連合会	マ平成22年11月および平成23年4月に提出した意見書をベースとした意見> 〇米の商品特性として、外見だけで産地や品種、産年の違いを流通業者や消費者自身が判別することは不可能である。 長期在庫が可能で、現物確認が難しいため、米の商取引では検査証明(産地、品種、り、産川上段階での農産物検査による証明が、消費とする信用取引とない流通全体の秩序を守る役割を果したる。 もし、この仕組みに代わるものがなければ、表別でいる。 もし、この仕組みに代わるものがなければ、これまで、問題となってきた産地や品種の農果といる。 もし、この仕組みに代わるものがなければ、これまで、問題となってきた産地や品種の農果とした。 関連となってきた産地や品種の農産を制造といる。 農産物検査は、一般的に1俵(60kg)あたり5の円程度で受検可能であり、5kg精米1袋として5円程度であり、5kg精米1袋として5円程度であり、この費用はされ、当時でででであり、この費用による客観的証明、法律にもとづき民間で運営され、資格を有した検査員による客観的証明、消費者への安心の提供が実現できている。	 ○平成22年11月および平成23年4月に提出した意見書をベースとした意見> ○未検査米での品種・産年表示については、現実的に虚偽を見抜く合理的な仕組みの構築が難しく、農産物検査による客観的証明がない中では不適正流通を取締る仕組みが担保されず、農産物検査にもとづかない表示の義務化は適切ではない。 ○現在の多様化する米消費の状況に対して、玄米や精米の業者間取引、コンビニ等でのおにぎり販売、或いは外食レストランでの米飯の提供の際の表示については、「玄米及び精米、正ぎり販売、或いは外食レストランでの米飯の提供の際の表示については、「玄米及び精米、可能となっており、「生鮮食品品質表示基準」によらず、「生鮮食品品質表示を表示が行われており、未検査米でも品種等の表示が可能となっており、品質基準間での表示が可能となっており、品質基準間での 	〈平成22年11月および平成23年4月に提出した意見書をベースとした意見〉 〇複数原料米の産地表示については、あらかじめ、商品企画によって産地毎の使用割合が決まっているものであれば問題ないが、実態として仕入状況により原料玄米が都度変わることや、工場内で発生する余剰米あるいは端量米を使用して製造する状況もあることから、事前に包材を準備することは難しい実態にある。また、生産工程管理上、どの米をどれだけ使用したか管理できたとしても、現在の包装機にはそれを印字できる機能がない(通常の包装機は産年と精米年月日のみ印字が可能)。そのため、複数原料米の産地表示を義務付けることは困難である。

NO.	団体名	農産物検査法によらない品種・産年表示の証 明方法について 未検査米を含めた品種・産年表示の義務化に さなり、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では		
16	主婦連合会	○JAS法「玄米及び精米品質表示基準」によれば、国産精米は、農産物検査法による証明米でなければ「産地」「品種」「産年」のいわゆる3点セットの表示ができないとされています。しかしながら、JAS法の表示に農産物検査法による証明を必要とすることは、次の理由により妥当とはいえず、米表示の透明性確保の観点から見直しが必要と考えます。 (1) 農産物検査により証明された「玄米」は、精米すると検査が失効し、農産物検査法に基づく表示はできません。3点セット表示が失効した証明を根拠にすることは不適当と考えます。 (2) 農産物検査では「一等」~「三等」「規格外」の4等級に格付けされます。しかし3点表示では、規格外米か一等米かにかかわらずまったく同じ表示がなされ、消費者には原料米に関する情報が届かず不透明です。 (3) 現行農産物検査は目視検査のため「産地」「品種」「産年」の識別が検査員には不可能であるにもかかわらず、生産者の申告どおりに記載を認めるだけであり、表示の根拠として弱いこと。 (4) 農産物検査法については、その不必要に厳しすぎる「着色粒規格」が過剰な農薬散布を助長しているとして、秋田・岩手両県議会を初めとする複数の市町村議会、消費者団体等が規格規程の見直しを求めています。また、「米の検査規格の見直しを求める会」が実施した消費者・生産者アンケート、および政党アンケートからも同法の見直しを求める声が強く出されています。 ○複数原料米については表示制度の信頼性を担保できない以下の重大な問題があります。 1) 原料米の確認が困難です。 「複数原料米に可は表示制度の信頼性を担保できない以下の重大な問題があります。 1) 原料米の確認が困難です。 「複数原料米・国内産・10割」との簡略表示が許されていることにより、国内産であれば古米、古古米、ふるい下米、餌米、加工用米、米粉用米を混入しても無表示で良く、違法にならないのは不合理です。 2) 割合表示が正しいかを確認する方法が現行制度にはありません。 ○放射能問題に鑑み、都道府県等産地だけでなく、地域の産地名の記載が必要である。		
17	全国地域婦人団 体連絡協議会	産地、品種、産年の情報は、消費者が商品を複数原料米については、上位の産地表示を選択する際の判断材料となるものであり、全て希望する。の商品に可能な限り表示すべきと考える。検査		
18	(財)日本穀物検 定協会	農産物検査法に基づく証明と同等となり得る公的機関等による証明をうけた場合に限り認めていくべきであると考えます。 因みに、品種については、DNA鑑定による科学的な証明が可能であり、一定の公的な証明ルールの下で行われたものは表示の根拠とすることができると考えます。 産地や産年についても、現在、科学的な判別技術の開発がかなり進んでおり、今後、それを根拠として表示を認めることについて、早急に検討していくべきであると考えます。		